11月・12月は「市税等納付推進月間」です

うるま市では、11月・12月を市税等納付推進月間とし、納付の協力を呼びかけております。 "人と歴史が奏でる自然豊かなやすらぎと健康のまち"を実現するために必要な財源は

✔★*私たちの「市税等」によってまかなわれています。*

· **

市税等の種類は次のとおりです

固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料。

わたしたちの市税等はこのようなことに使われています!

- ○道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用 ○福祉の向上を図るための費用
- ○医療保険や介護保険の適正な制度運営 ○日常生活で必要なゴミ処理にかかる費用・・・など

☑ 固定資産税・市県民税・軽自動車税を滞納すると・・・

市税を滞納すると、法律に基づいて財産の差押えが実施される場合があります。 不動産(土地・家屋)、債券(預金・給与等)、動産(軽自動車・テレビ等)などが差押えの対象となります。

☑ 国民健康保険税を滞納すると・・・

財産の差押えが実施される場合があるほか、短期被保険者証(通常の保険証より有効期間の短い保険証)が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になったりします。

☑ 介護保険料を滞納すると・・・

介護サービスを利用する際に、自己負担の額が3割に引き上げられるなど、ご自身の負担が多くなることがあります。

今、ちょっと待ってほしい…一度に納められないので分割してほしい(納付相談)

納付の件でお困りでしたら、一人で悩まず、納めやすい方法を一緒に考えましょう。

【納税課では】昼休時間や夜間に窓口での納付相談をご希望の際には、事前に電話でお問い合わせください。 なお、納付相談は本庁のみの対応になりますので、ご了承ください。

【国民健康保険課では】毎週木曜日、本庁舎にて「時間延長窓口」を午後8時まで設け、納付相談等の業務を行って います。

【介護長寿課では】本庁舎・各出張所・訪問にて納付相談業務を行っております。 お手続きの際は、印鑑と身分証明をご準備ください。

◇◆◇納付は便利な口座振替をおすすめします◇◆◇

- 口座振替では納めに行く手間が省け、納め忘れがありません。
- 口座振替のお手続きの方法や、各種お問い合わせに関しましては下記連絡先にお願いします。

〈お問い合わせ先〉

国民健康保険税に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・国民健康保険課(☎973-3202)

後期高齢者医療保険料に関すること・・・・・・・・・・・後期高齢者医療係(☎973-3177)

介護保険料に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・介護長寿課(☎973−3208)